

要 望 書

一般社団法人

福井県訪問看護ステーション連絡協議会

訪問看護体制充実に関する要望書

1. 表題

訪問看護体制の充実及び人材確保に向けた支援に関する要望書

2. 宛先

福井県知事 杉本達治殿

3. 要望者

一般社団法人福井県訪問看護ステーション協議会
会長 山本由女臣

4. 趣旨

訪問看護は、地域で暮らす高齢者や障害者、医療的ケア児をはじめとする多様な方々が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送るための重要な社会資源です。

しかし、県内は現場では深刻な人材不足、職員の処遇の低さ、ハラスメント事案の増加、業務継続計画(BCP)対応など、解決すべき課題が山積しています。

本県の地域包括ケアシステムを支えるためには、訪問看護職員が安心して働き続けられる環境整備と、質の高いサービス提供体制の維持・強化が不可欠です。

つきましては、下記のとおり施策の推進についてご支援を要望いたします。

5. 県内の訪問看護ステーションの現状報告

令和 6 年度の福井県看護協会における訪問看護実態調査報告書より

- ① 少人数で24時間対応している事業所が多く、看護師にかかる負担が大きい
常勤換算 5 人未満の事業所が 63.2%。24 時間対応体制の事業所は 89.5%
昨年度は時間外の相談 1,553 件/月のうち、378 件/月は緊急訪問対応している
 - ② 経験年数が少ない管理者が増加しており、世代交代が進んでいる
管理者経験 3 年未満 44.2% 5 年未満 60%
 - ③ 昨年度には看護従事者が初めて減少に転じ、より小規模化が進んでいる
令和 5 年 事業所数 97 ヶ所 / 看護職員 644 人
令和 6 年 事業所数 102 ヶ所 / 看護職員 628 人
 - ④ 新規事業所が増える一方で、昨年度は初めて休廃止事業所が上まわった
令和 5 年 新規開設 5 ヶ所 / 休廃止 3 ヶ所
令和 6 年 新規開設 6 ヶ所 / 休廃止 8 ヶ所
-

6. 要望事項

① 処遇改善と人材確保の推進

- ・ 訪問看護職員の報酬・賃金改善に資する施策の検討
- ・ 採用活動や人材定着を促進するための広報支援

② 資質向上のための研修・マニュアル整備

- ・ 福井県版訪問看護ハラスメントマニュアルの作成と配布
- ・ ハラスメントに対する研修の実施
- ・ 研修受講やマニュアル作成に係る経費への補助

③ 業務継続・安全確保のための支援

- 安全対策として、複数名訪問加算の助成と簡易防犯ブザーの配布

県の防犯機器購入等費用補助金事業への取り組みに心より感謝申し上げます。現在、機器の購入は1事業所2ヶ、先着順で30事業所となっており、小規模事業所にとってランニングコストにかかる費用の負担もあり、申請には慎重な意見が出ています。更にハラスメントが予測できるケースに対し、事案が発生し連絡を受けてから管理者や職員又は警備会社が駆けつけるまでの時間を考えると、単独訪問への不安や負担の解決には至らないケースが多々あります。介護保険・医療保険において暴力・迷惑行為においての2人以上の訪問は、本人・家族が同意した場合に複数名加算が週1回のみ算定の対象となります。他県の取組みにあるような本人・家族の同意が得られず、医療・介護保険の報酬上算定できない場合の助成を希望致します。

一方、比較的安価な簡易防犯ブザーは、予期せぬハラスメントの初期対応や、夜間の訪問時の防犯対策、災害に巻き込まれた時に自分の居場所を知らせる為にも有用です。よって、希望する全事業所と全訪問看護師等を対象とした配布事業を要望致します。

- 災害時や感染症流行時の業務継続計画(BCP)策定と物資備蓄支援

7. 要望の背景と必要性

1. 人材不足の深刻化

訪問看護職員は病院と比べ、単独での訪問による特性より、幅広い知識と対応力が求められ、責任の重さに不安を感じ、常に新規参加者が限られています。報酬面や勤務条件の厳しさから離職者も多く、人材確保が困難な状況です。

2. ハラスメント事案の増加

利用者や家族からの言動による心理的負担が増しており精神的に疲弊する職員が少なくありません。現場での安全確保と予防的対策が不可欠です。

3. 災害・感染症時の対応力不足

新型コロナウイルス流行や自然災害を経て、BCP策定や物資備蓄の必要性が高まっていますが、事業所単独では十分な準備が困難です。

8. 実施計画

- ・ 令和 8 年度 : ハラスメント実態調査、データ集計、初期研修の一部実施
 - ・ 令和 9 年度 : 県版マニュアル作成、全体研修の実施、防犯機器の試験導入
 - ・ 令和 10 年度以降 : 物的整備の本格化、研修の継続実施と評価
-

9. 期待される効果

- ・ 職員の離職防止と採用促進による訪問看護体制の安定化
 - ・ ハラスメント発生率の低減と職員の安全・安心の確保
 - ・ 災害・感染症時の対応力向上とサービス継続性の強化
 - ・ 利用者に対するサービスの質向上と地域医療・介護の信頼性向上
-

10. 添付資料

1. ハラスメント・離職に関する全国調査結果
 2. 他県における先進的取組事例(兵庫県)
-

11. 結び

地域包括ケアの要である訪問看護が持続可能な形で機能し続けるためには現場の声を反映した施策の推進が不可欠です。本要望の趣旨をご理解いただき令和 8 年度予算編成において格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月 3 日

一般社団法人
福井県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 山 本 由 女 臣

添付資料1

ー 一般社団法人全国訪問看護事業協会と公益財団法人日本訪問看護財団の
ホームページより抜粋ー

訪問看護におけるカスタマーハラスメントの 状況調査結果



一般社団法人全国訪問看護事業協会



公益財団法人日本訪問看護財団

<合同調査>

令和7(2025)年4月25日

調査概要

1. 調査目的

- 2025年4月7日 大阪・西成区において、訪問看護師が利用者から切りつけられるという事件が発生したことを受け、訪問看護師が安心して訪問看護提供に臨めるような環境の整備は喫緊の課題である
- 訪問看護の提供においては、ケアを提供する訪問看護師と、看護を受ける利用者の相互の信頼関係が不可欠である。訪問看護はもとより在宅ケア全体のハラスメントに係る課題に対しては、行政を含め地域全体で解決にむけた方策を協議することが必要である
- 以上から、一般社団法人全国訪問看護事業協会及び公益財団法人日本訪問看護財団合同にて、標記に係る緊急アンケート調査を両団体の会員に対して行った。

2. 調査方法

【調査対象】

- 全国訪問看護事業協会・日本訪問看護財団の会員に対して、メール・FAXにより調査協力を依頼

- 訪問看護ステーションの管理者に対して回答を依頼

【調査依頼数】

- 全国訪問看護事業協会:7668件

- 日本訪問看護財団:4597件

【調査期間】

- 2025年 4月11日 ~ 4月16日

【倫理的配慮】

- 本調査では、事業所名も含め一切の個人情報を収集しないこと、また、調査結果については、厚生労働省などへの要望活動のため活用させていただくと共に、全国訪問看護事業協会・日本訪問看護財団のホームページに掲載する予定であることを記載の上、回答を以って同意したものとした

3. 調査項目

- ① 事業所の職員(管理者も含む)から過去にカスタマーハラスメントを受けたと報告されたことの有無
- ② ①「有」の場合、ハラスメントの種類
- ③ 事業所の職員(管理者も含む)から過去に利用者の疾患・症状に由来したハラスメントに当たるような行為を受けたと報告されたことの有無
- ④ ②「有」の場合、ハラスメントの種類
- ⑤ 事業所が所在する地域におけるハラスメント対策に関する補助事業として該当する事業の状況
- ⑥ 訪問看護の提供中にカスタマーハラスメントを受けた場合など、事業所が所在する自治体(指定権者)における相談窓口の有無
- ⑦ 訪問看護における利用者・家族等の疾患・症状に伴いハラスメントを受ける可能性が高いリスクについて

1

調査結果

4. 回収状況

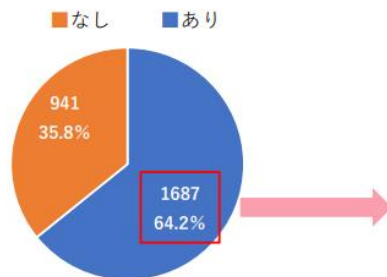
回答件数	回収率	送付件数
2,628	21.4%	12,265件※

(※)

・配布件数には、全国訪問看護事業協会・日本訪問看護財団双方の会員である場合も含まれており、この場合には、どちらかの調査依頼に従って1回の回答を依頼
 ・日本訪問看護財団会員には、個人、職能団体、法人会員も含まれるため、送付件数＝訪問看護テーション数とならないことに留意が必要

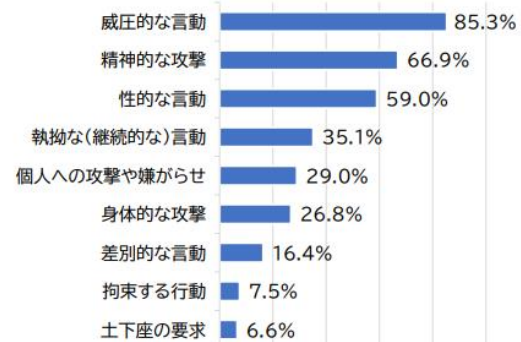
5. 調査結果

- ① 事業所の職員(管理者も含む)から過去にカスタマーハラスメントを受けたと報告されたことの有無



- ② 「有」の場合、ハラスメントの種類【複数回答】

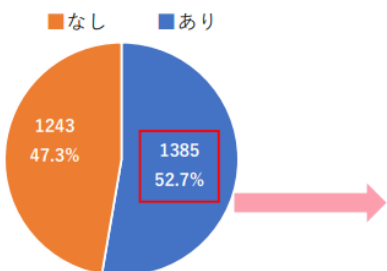
(n=1687)



2

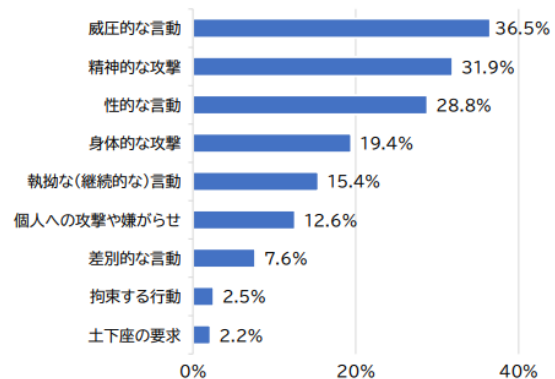
疾患・症状に由来したハラスメントに当たるような経験の有無

- ③ 事業所の職員(管理者も含む)から過去に利用者の疾患・症状に由来したハラスメントに当たるような行為を受けたと報告されたことの有無



- ④ 「有」の場合、ハラスメントの種類【複数回答】

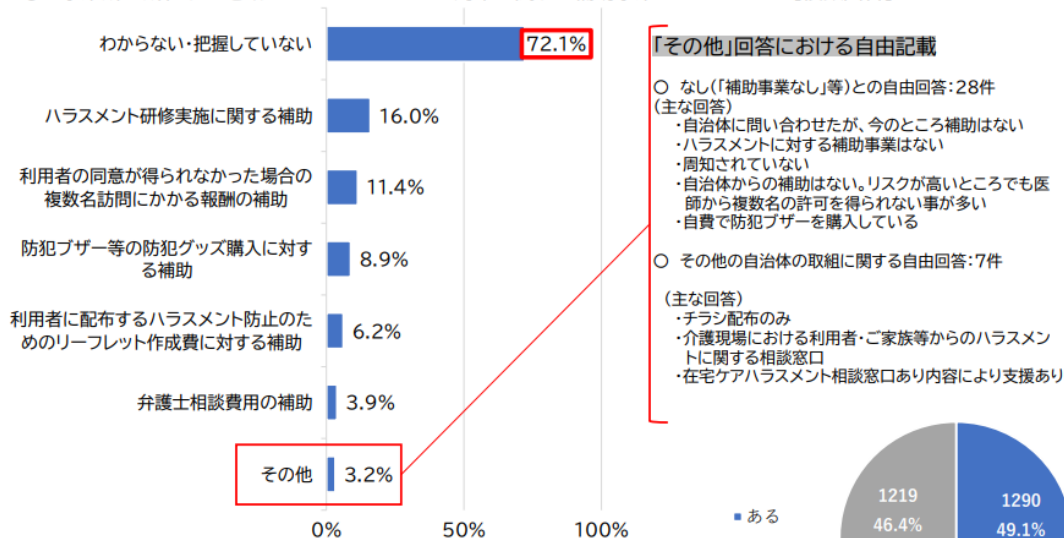
(n=1385)



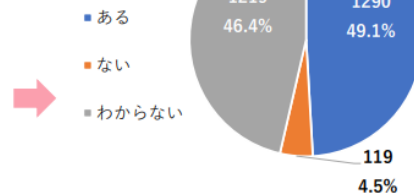
3

所在地域におけるハラスメント対策に関する補助事業と相談窓口の有無

⑤ 事業所が所在する地域におけるハラスメント対策に関する補助事業としてあるもの【複数回答】



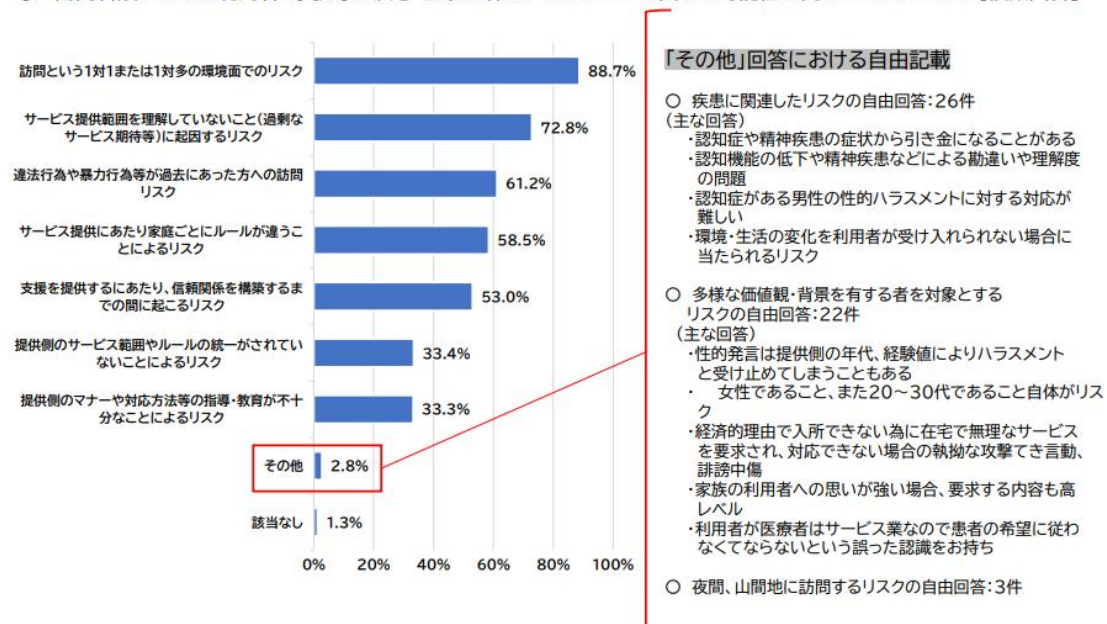
⑥ 訪問看護の提供中にカスタマーハラスメントを受けた場合など事業所が所在する自治体(指定権者)における相談窓口の有無



4

ハラスメントを受ける可能性が高いリスク

⑦ 訪問看護における利用者・家族等の疾患・症状に伴いハラスメントを受ける可能性が高いリスクについて【複数回答】



5

添付資料2:他県における先進的取組事例(兵庫県)

ー兵庫県の介護現場におけるハラスメント対策事業について:兵庫県のホームページより抜粋ー

更新日:2025年8月7日

介護現場におけるハラスメント対策事業について

兵庫県では、看護・介護サービスに従事される方の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制づくりを支援するため、平成29年度から「訪問看護師・訪問介護員安全対策・離職防止対策事業」を開始し、介護現場におけるハラスメントの防止を図っています。

訪問看護師・訪問介護員等安全確保・離職防止対策事業

訪問看護師、訪問介護員のサービス提供時の安全確保を図るため、訪問看護師・訪問介護員等 安全確保・離職防止事業として以下の事業を実施します。

■ 安全確保・離職防止対策のための補助事業

■ 2人訪問補助について

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者やその家族等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助します

(※暴力行為等とは、迷惑行為、暴言、過大なクレーム、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等をいいます。)

(※県市協調事業として実施し、事業実施を決定した市町が事前協議等の窓口となります。)

補助事業の要件等について

補助対象 の要件	(事業所の要件) - 兵庫県内に所在する介護保険法による指定を受けた指定訪問看護、指定訪問介護事業所であること - 補助事業にかかる利用者が、事業実施市町の介護保険被保険者であること - 補助事業にかかる利用者に、介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供していること (補助事業にかかる利用者：「サービス提供時に利用者又はその家族等から暴力行為等がある利用者」をいいます) - その他の要件、必要書類については、協議先の市ホームページをご確認ください
補助単価	- 訪問看護、介護予防訪問看護 (看護師等による複数名訪問) 30分未満 1回 2,540円 30分以上 1回 4,020円 (看護師等と看護補助者による複数名訪問) 30分未満 1回 2,010円 30分以上 1回 3,170円 - 訪問介護 (訪問介護による訪問) 20分未満 1回 1,630円 20分以上30分未満 1回 2,440円 30分以上1時間未満 1回 3,870円
負担割合	- 県1/3 - 市町1/3 - 事業所1/3

補助事業の申請先

現在、県内34市町が事業を実施しています。補助事業にかかる利用者の介護保険の保険者である市にご相談ください。

